

出席停止と『登園許可証』について

学校伝染病と診断された場合には、学校保健法第12条の規定により、医師の登園許可が出るまで出席停止となります。出席停止は欠席日数には含まれませんので、十分に静養して下さい。登園の際には、下記の登園許可証を主治医に記入していただき、担任へ提出して下さい。

.....き.....り.....と.....り.....せ.....ん.....

登園許可証

_____組 園児名_____

- 【病名】
- | | | |
|----------------|--------------|------------------|
| 1. 麻疹(はしか) | 2. 水痘(水ぼうそう) | 3. 流行性耳下腺炎(おたふく) |
| 4. 風疹 | 5. 溶連菌 | 6. マイコプラズマ肺炎 |
| 7. プール熱(咽頭結膜炎) | | 8. ウィルス性結膜炎 |
| 9. その他() | | |

上記の疾患により、____月____日より治療中でしたが、他の園児に伝染のおそれはないので____月____日より登園を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

